一般社団法人日本慢性期医療協会会長 殿

環境省環境再生 • 資源循環局廃棄物規制課

「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」の改訂について

廃棄物行政の推進につきましては、かねてから御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴 う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(平成30年政令第55号。)により廃棄物の 処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「廃掃法施行令」とい う。)の一部が改正となり、廃掃法施行令別表第1の4の項の中欄に掲げる施設に「介護 医療院」が追加され、平成30年4月1日から施行されることとなります。

感染性廃棄物の処理につきましては、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」に基づき行われているところですが、今般、廃掃法施行令の改正にあわせて別添のとおり同マニュアルの改訂を行いました。

貴団体におかれましては、改めて本マニュアルを関係者に周知いただくとともに、その内容を踏まえ、引き続き感染性廃棄物の適正処理の確保に努めていただきますようお願いいたします。また、本マニュアルは環境省ホームページ(http://www.env.go.jp/recycle/misc/guideline.html)に掲載しておりますので、周知等の際に御活用下さい。

感染性廃棄物の適正な処理に向け、今後とも皆様の御協力を賜りますよう、よろしくお 願い申し上げます。